

公益財団法人東京都私学財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び第8項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都私学財団	平成30年10月10日から 同月16日まで	平成28年度及び平成29年度の補助対象事業
局	生活文化局	平成30年10月9日及び 17日	

(注) 公益財団法人東京都私学財団が行っている助成事業の相手方のうち、A、B及びCについて、関係人として調査を実施

2 団体の概要

設立の目的	東京都内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、東京都民の修学上の経済的負担を軽減するための総合的な援助を行い、もって東京都における教育文化の高揚に資することを目的として設立	
主な沿革	昭和40年12月 社団法人東京都私学退職金社団設立 昭和56年6月 財団法人東京都私立学校教育振興会設立 平成15年4月 財団法人東京都私立学校教育振興会が社団法人東京都私学退職金社団を統合し、財団法人東京都私学財団発足 平成23年4月 東京都の公益認定を受け、公益財団法人へ移行	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校における教育環境の充実及び向上に資する事業 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援を行う事業等 	
所在地	東京都新宿区神楽河岸1番1号	
組織	事務局4部	
人員	役員27名（理事長1名、専務理事1名、理事22名、監事3名、専務理事を除き非常勤） 職員45名	
都との関係	出えん	基本財産13億7,500万円のうち、2億円（14.5%）
	補助金（表1）	145億2,560万余円（平成28年度交付額） 218億4,587万余円（平成29年度交付額）
	事業の委託（表2）	4億5,783万余円（平成28年度委託料） 5億1,664万余円（平成29年度委託料）
	職員の派遣等	非常勤役員1名及び常勤職員11名を都から派遣 常勤役員1名が都退職者
	東京都監理団体等	都は公益財団法人東京都私学財団を報告団体とし、補助金等交付要綱等に基づき指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成30年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立学校教育振興資金融資利子補給補助金	公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱	教育施設の整備等に 必要な資金の融資を 行う振興資金融資事 業のために公益財団 法人東京都私学財団 が金融機関から借り 入れた原資に対する 利子の支払に要する 経費(補助率：10/10)	427,389	372,735	350,707
私立専修学校教育環境整備費補助金	同上	教育設備装置等の取 得経費の一部を助成 する私立専修学校教 育環境整備費助成事 業に要する経費(補助 率：10/10)	324,475	306,248	324,167
私立学校安全 対策促進事業 費補助金	同上	私立専修学校等耐震 化事業費助成事業 校舎の耐震補強工 事等に要する経費 の一部を助成する 事業に要する経費 (補助率：10/10)	1,130,952	52,182	231,622
		私立学校耐震化普及 啓発事業 建築士等の専門家 を学校に派遣し、簡 易耐震診断等によ る助言、相談の実施 に要する経費(補助 率：10/10)	403	1,854	3,477
		私立学校非構造部材 耐震対策工事費助成 事業 校舎等の非構造部 材の耐震対策に要 する経費の一部を 助成する事業に要 する経費(補助率： 10/10)	799,049	410,356	285,549

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立学校安全 対策促進事業 費補助金	公益財団法人東京都私 学財団事業 補助金交付 要綱	私立学校安全推進助 成事業に要する経費 AED（注1）等の 非常時の安全に係 る設備の設置に要 する経費の一部を 助成する事業に要 する経費（補助率： 10/10）	137,970	76,751	-
		私立学校防災力向上 助成事業 防災に関する外部 専門家が関与して 行う防災訓練等の 防災力の向上に要 する経費（補助率： 10/10）	4,410	7,092	-
		私立学校災害時対応 環境整備費助成事業 災害時における非 常用食糧の整備に 要する経費（補助 率：10/10）	-	286,011	281,604
		小計	2,072,786	834,248	802,253
私立学校教育 研究費補助金	同上	研究助成事業 教職員が教育研究 活動の充実を図る ために行う研究活 動に要する経費 教職員研修事業 教職員の資質向上 のために行う研修 に要する経費（補助 率：10/10）	71,129	70,580	69,708

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立高等学校 等老朽校舎改 築促進事業補 助金	公益財団法人東京都私 学財団事業 補助金交付 要綱	私立高等学校老朽校 舎改築資金貸付事業 平成8年度から平成 12年度までの私立 高等学校老朽校舎 改築促進事業のため財団法人東京都私立学校教育振興会（当時）が金融機関等から借り入れた原資に対する利子と公益財団法人東京都私学財団が学校設置者から受け取る利子との差額（補助率：10/10）	9,299	6,189	3,491
		老朽校舎改築促進対策利子補給事業 平成13年度から平成24年度までに日本私立学校振興・共済事業団から資金を借り入れた学校設置者が負担する利子の一部を助成する事業に要する経費（補助率：10/10）	7,785	4,582	3,060
	小計	17,084	10,772	6,551	
私立高等学校 等入学支度金 貸付利子補給 補助金	同上	学校設置者が、生徒の保護者に対し、入学時に必要な費用を無利息貸付する場合に、その貸付原資を融資する入学支度金貸付資金融資事業のために公益財団法人東京都私学財団が金融機関から借り入れた原資に対する利子の支払に要する経費（補助率：10/10）	7,815	6,547	5,911

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立高等学校 定時制及び通信 教育振興奨励 費補助金	公益財団法人 東京都私立学 財団事業補助 金交付要綱	学校設置者が、生徒に対し、教科書の給与事業を行う場合に、必要な経費の一部を助成する私立高等学校定時制・通信教育振興奨励費助成事業に要する経費（補助率：10/10）	2,591	1,914	1,368
私立高等学校 海外留学推進 補助金	同上	生徒が学校主催の海外留学プログラムに参加するとき、保護者が学校へ支払う参加費用の一部を助成する私立高等学校海外留学推進助成事業に要する経費（補助率：10/10）	319,150	364,589	422,229
私立学校 I C T教育環境整 備費補助金	同上	I C T（注 2）を活用した教育・学習方法の改善に向けた取組に要する経費の一部を助成する私立学校 I C T教育環境整備費助成事業に要する経費（補助率：10/10）	297,286	462,464	604,464
私立学校省エ ネ設備等導入 事業費補助金	同上	東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネルギー診断の結果を踏まえ省エネ設備を導入する学校に対し、その経費の一部を助成する私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業に要する経費（補助率：10/10）	-	518,396	684,028
私立学校外国 語科教員海外 派遣研修事業 費補助金	同上	英語指導力向上のため教員海外派遣研修を行う学校に対し、経費の一部を助成する私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費助成事業に要する経費（補助率：10/10）	-	19,215	13,349

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
私立高等学校外部検定試験料補助金	公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱	学校が行う、生徒の英語力の向上を目的とした外部検定試験の試験料相当額を助成する私立高等学校外部検定試験料助成事業に要する経費（補助率：10/10）	-	-	116,815
私立学校外国語指導助手活用事業費補助金	私立学校外国語指導助手活用事業費補助金交付要綱	JETプログラム（注3）参加者を英語指導助手として活用する学校に対し、経費の一部を助成する私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業に要する経費（補助率：予算内）	436,369	648,694	724,873
私立学校退職手当補助金	私立学校退職手当補助金交付要綱	標準給与月額額の千分の110に相当する教職員退職資金事業の掛金のうち標準給与月額額の千分の36に相当する経費（補助率：10/10）	3,928,530	3,945,240	3,962,381
私立高等学校等特別奨学金補助金	私立高等学校等特別奨学金交付要綱	東京都内に住所を有する生徒の授業料の一部を助成する私立高等学校等授業料軽減助成事業に要する経費（補助率：10/10）	5,078,452	5,505,972	12,488,230 (注4)
私立高等学校等奨学給付金補助金	私立高等学校等奨学給付金交付要綱	東京都内に住所を有する生徒の授業料以外の教育費を助成する私立高等学校等奨学給付金助成事業に要する経費（補助率：10/10）	544,429	924,539	1,040,975

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
育英資金貸付 事業費補助金	公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱	東京都内に住所を有する国公立又は私立の高等学校等の生徒に対し、学資金の一部を無利息で貸し付ける東京都育英資金貸付事業において、当年度に必要な貸付原資から当年度の返還金額等を控除した金額 (補助率：10/10)	776,511	533,448	227,865
合計			14,304,001	14,525,607	21,845,879

(注1) Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器) の略

(注2) Information and Communication Technology (情報通信技術) の略

(注3) 総務省、外務省、文部科学省及び一般社団法人自治体国際化協会が実施する

The Japan Exchange and Teaching Programme (語学指導等を行う外国青年招致事業) の略

(注4) 前年度に比べ補助単価が増額していることから交付額も増額している。詳しくは、66頁参照

(表2) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
私立高等学校等就学支援金等支給事務に関する委託	295,477	457,835	444,056
私立小中学校等就学支援実証事業における支援金支給事務に関する委託	-	-	72,591
合計	295,477	457,835	516,648

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京都私学財団(以下「財団」という。)の補助対象事業について、主に、補助金の算定は適切に行われているか、目的に沿って適切に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、財団の助成事業の相手方について、関係人として調査を行った。その概要は次のとおりである。

ア 実施理由

東京都耐震改修促進計画を受け、局は私立学校安全対策促進事業費補助事業を推進している。補助額は、財団の私立専修学校等耐震化事業費助成事業等の助成額により算定され、また、財団の助成額は、私立学校設置者の実績報告により算定されることから、財団の助成事

業が申請等に沿って実施されているかについて関係人調査を実施する。

イ 助成事業の年間スケジュール

私立専修学校等耐震化事業費助成事業		私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	
4月1日以降に実施し、翌年2月末までに完了する工事を助成対象としている。			
6月	申請書類の受付	8-9月	申請書類の受付
7月	財団が設置している私立専修学校等耐震化事業費助成審査会（構成メンバー8名のうち建築構造設計実務経験者2名）等による審査及び助成金交付決定	11-12月	財団が設置している私立学校非構造部材耐震対策工事費助成審査会（構成メンバー9名のうち建築構造設計実務経験者2名）等による審査及び助成金交付決定
8-翌2月	現地調査	11-翌2月	現地調査
翌3月	実績報告書類の受付及び助成金の交付	翌3月	実績報告書類の受付及び助成金の交付

ウ 調査を行った私立学校設置者に係る助成事業の実績

監査対象年度について見ると、表8のとおり、私立専修学校等耐震化事業費助成事業の実績は9件、また、私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業の実績は151件であり、このうち3件について、技術的観点も踏まえて調査した。調査を行った私立学校設置者及び学校に係る助成事業の実績は表3のとおりである。

(表3) 調査を行った私立学校設置者及び学校に係る助成事業の実績 (単位：千円)

調査対象の 私立学校設置者 (学校名)	調査 実施日	助成金の種類	助成金交付額		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
A (D)	平成30年 11月12日	私立専修学校等耐震化事業費助成金(耐震補強工事)	117,079	20,412	0
B (E)		私立学校非構造部材耐震対策工事費助成金	12,355	8,967	20,429
C (F)			43,603	0	3,945

(2) 事業実績

局は、公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱等に基づき、財団に対し、私立学校教育振興資金融資利子補給補助金等の17の補助事業を行っており、財団は局から交付された補助金を基に、私立学校設置者等に対し、振興資金融資事業等の21の事業を行うことにより、私立学校における教育環境を充実及び向上させるとともに、都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援を実施している。

(3) 局が財団に交付している補助金に係る検査について

平成27年度包括外部監査の結果に基づき、局は、補助金に関する検査について改善し、平成29年度からは検査基本計画を策定し、これに基づき実施することとしている。

同計画は、検査対象年度について、原則として前年度分とし、検査対象事業を毎年度検査する私立高等学校等授業料軽減助成金事業及び私立高等学校等奨学給付金事業と各年度に別途選定して検査する事業とに分け、それぞれ、財団の定める交付要綱に基づき、財団が交付先からの提出書類を適正に審査した上で助成金を交付しているか等について検査することとしている。

また、各年度に別途選定して検査する事業の選定基準について、過去5年度において検査対象になっていない事業を検査対象とする等の基準を設け、財団からの交付金額の大きい交付先等についても検査することとしている。

平成29年度は、平成28年度の私立高等学校等授業料軽減助成金事業及び私立高等学校等奨学給付金事業のほか、私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業、私立専修学校等耐震化事業費助成事業及び私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費助成事業について検査を行ったところ、局は適正に執行されていたとしている。監査の結果、別項指摘事項等もあるので、更なる検査の充実が望まれる。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付事務を適正に行うべきもの

財団は、私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付要綱に基づき、有職である生徒等に教科書等の給与事業を実施している東京都の区域内にある私立高等学校定時制課程又は通信制課程の設置者に対し、助成金を交付している。

同助成金交付要綱第7条は、助成事業者は、助成対象事業を完了したときは、実績報告書に同助成金事業に係る収支決算書を添付して、事業の完了の日から起算して30日以内又は3月10日のいずれか早い期日までに財団理事長に提出することとしている。

ところで、助成金の交付事務手続について見たところ、申請のあった3校に対して財団が収支決算書を3月11日以降に提出させている状況が認められた。

財団は、私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金交付事務を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都私学財団)

イ 個人情報取扱事務を適正に行うべきもの

財団は、私立高等学校等授業料軽減助成事業等の事業に必要な私立学校の生徒や保護者の個人情報を取り扱うに当たり、公益財団法人東京都私学財団個人情報保護規程(平成23年4月1日制定)を定めている。

ところで、助成金の交付事務において取り扱う個人情報の手続について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

(ア) 保有個人情報取扱事務に係る目録の一般の閲覧について

財団は、取り扱っている個人情報の項目等を把握するために目録を作成し、保有状況を明確にし、開示請求等に対応する観点から、目録を一般の閲覧に供するものとする規定しているにもかかわらず、一般の閲覧に供していない。

(イ) 保有の必要がなくなった保有個人情報について

財団は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならないとしているにもかかわらず、表4のとおり、保存期間経過後に文書等を廃棄していない。

財団は、個人情報取扱事務を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都私学財団)

(表4) 財団の助成事業に係る保有個人情報の廃棄状況

番号	助成事業名	保存期間	保存期間経過後の廃棄の有無
1	私立高等学校等授業料軽減助成事業	5年	生活保護受給証明書などについて廃棄していない。
2	入学支度金貸付資金融資事業	5年	金銭消費貸借契約証書などについて廃棄していない。

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 私立専修学校教育環境整備費助成事業の助成金交付事務について

財団は、公益財団法人東京都私学財団私立専修学校教育環境整備費助成金交付要綱に基づき、教育設備等を整備する私立専修学校の設置者に対し、助成金を交付している。

同助成金交付要綱第9条は、助成金の交付を受けようとする設置者は、事業計画書に購入等に関する見積書等を添付して財団理事長に提出することとしている。

ところで、財団は、本助成金の交付に当たって、購入等の価格が経済的に合理的なものであることを検証する必要がある。

財団が行っているその検証状況について見たところ、パソコンリース品については複数の事業者による見積結果の提出を求める一方、これ以外のものについては財団がインターネット上の価格を調査するなどしているものの、表5のとおり、申請者に対し、複数の事業者による見積り又は入札結果を求めている事例が認められた。

この申請内容を見ると、複数の事業者による見積り等の結果を提出させることにより、購入等の価格が経済的に合理的であることを検証できるものとなっている。

財団は、私立専修学校教育環境整備費助成金事業の助成金交付事務に当たり、見積り等の結果を適切に求めることが望まれる。

(公益財団法人東京都私学財団)

(表5) 複数の事業者による見積り又は入札結果により購入価格を検証すべき平成29年度の事例
(単位：千円)

申請者名	申請内容	購入価格	助成金額
G	テレビ映像設備一式ほか	18,751	9,225
H	プロジェクター一式	3,189	1,568
I	印刷機一式	4,590	2,258
J	印刷機一式	3,584	1,763
K	音楽実習用ピアノ一式	4,252	2,091
L	印刷機ほか	2,998	1,475
M	音響舞台装置	2,575	1,266
N	学生実習用パソコン一式	4,122	2,028
O	パソコン一式	3,162	1,555

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(1) 私立学校教育振興資金融資利子補給事業

局は、財団が行っている振興資金融資事業において、財団が融資の原資として金融機関から借り入れた資金に対する支払利息について、借入利率が、4%以上の場合は4%の利子、4%未満の場合は借入利率に係る利子補給を行っている。

財団は、当該事業において、私立学校における教育環境の整備及び経営の安定化を図るため、金融機関から原資を借り受け、私立学校の設置者（以下「設置者」という。）に対し、教育振興資金として貸付けを行っている。

なお、局は、財団が金融機関から借り受けている原資及びその利子について、金融機関と損失補償契約を締結し、各年度の財団の金融機関からの借入限度額は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度とも、80億円となっている。

平成27年度、平成28年度及び平成29年度の事業実績は、表6のとおりである。

(表6) 補助事業実績等

(単位：件、千円)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
借入金期末残高		27,871,600	27,108,295	25,577,992	
支払利息額（補助対象経費）		427,389	372,735	350,707	
補助金額		427,389	372,735	350,707	
融資実績	施設設備資金	件数	21	19	16
		金額	1,812,900	3,648,400	1,633,500
	運営資金	件数	6	7	8
		金額	74,000	83,000	164,000
	つなぎ資金	件数	7	3	1
		金額	188,000	90,000	50,000
	合計	件数	34	29	25
		金額	2,074,900	3,821,400	1,847,500

(2) 私立専修学校教育環境整備費補助事業

局は、財団が行っている私立専修学校教育環境整備費助成事業に対し、その助成額を補助している。

財団は、当事業において、私立専修学校の設置者が、高等課程及び専門課程の教育条件の充実を図るため、図書、教育設備装置等を整備する際に、経費の2分の1以内の金額で助成を行っており、その実績は、表7のとおりである。

(表7) 補助事業実績等

(単位：件、千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
図書等 助成金	件数	78	94	86	助成対象経費 (50 万円以上 300 万円未満) の2分の1以内
	助成対象経費	154, 119	162, 449	154, 228	
	補助金額	74, 418	81, 200	75, 833	
教育設備 装置助成金	件数	70	63	66	助成対象経費 (300 万円以上 2,000 万円未 満) の2分の1 以内
	助成対象経費	517, 688	450, 118	504, 816	
	補助金額	250, 057	225, 048	248, 334	
合計	助成対象経費	671, 807	612, 567	659, 044	
	補助金額	324, 475	306, 248	324, 167	

(3) 私立学校安全対策促進事業費補助事業

局は、財団が行っている①私立専修学校等耐震化事業費助成事業、②私立学校耐震化普及啓発事業、③私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業、④私立学校安全推進助成事業、⑤防災力向上助成事業及び⑥私立学校災害時対応環境整備費助成事業における助成経費等を補助している。

財団は、

- ① 私立専修学校等耐震化事業費助成事業では、私立専修学校及び各種学校における校舎等施設の耐震診断、耐震補強工事等に要する経費の一部の助成
- ② 私立学校耐震化普及啓発事業では、私立学校に建築士を派遣し、耐震診断等が未実施の学校を対象とする躯体及び非構造部材の簡易耐震診断、耐震化に係る助言、相談の実施
- ③ 私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業では、私立学校において、学校施設設置者が非構造部材（躯体以外の外壁材、天井材等）の耐震対策工事等に要した経費の一部の助成
- ④ 平成28年度までの私立学校安全推進助成事業では、AED等の非常時の安全に関わる設備の購入・設置に係る経費の一部の助成
- ⑤ 平成28年度までの防災力向上助成事業では、防災に関する外部専門家が関与して行う防災訓練等を推進し、学校における防災力の向上を図るために必要な経費の一部の助成
- ⑥ 平成28年度からの私立学校災害時対応環境整備費助成事業では、災害時における非常用食糧の整備に要する経費の一部の助成

を行っており、これらの実績は、表8のとおりである。

(表8) 補助事業実績等

(単位：件、千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考	
私立専修学校等耐震化事業費助成事業	耐震補強工事 耐震改築工事	対象件数	9	1	2	助成対象経費のうち Is 値(注)0.3のとき5分の4以内 0.3≤Is 値<0.7のとき3分の2以内 を財団は助成する。
		助成対象経費	1,741,820	30,618	451,152	
		補助金額	1,117,409	20,412	224,006	
	耐震診断	対象件数	3	4	2	助成対象経費のうち 5分の4以内を財団は助成する。
		助成対象経費	16,650	38,982	8,802	
		補助金額	13,319	31,182	7,041	
	事務費	助成対象経費	224	588	575	
		補助金額	224	588	575	
	小計	助成対象経費	1,758,695	70,189	460,530	
		補助金額	1,130,952	52,182	231,622	
私立学校耐震化普及啓発事業	建築士派遣件数	2	7	25	都は財団が建築士派遣に要する経費を補助する。	
	助成対象経費	403	1,854	3,477		
	補助金額	403	1,854	3,477		
私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	私立学校非構造部材耐震対策工事費助成事業	対象件数	125	82	69	助成対象経費のうち 国庫補助対象事業は3分の1以内 国庫補助対象外事業は2分の1以内 を財団は助成する。
		助成対象経費	2,065,243	976,501	744,362	
		補助金額	796,944	407,647	283,011	
	事務費	助成対象経費	2,105	2,709	2,538	
		補助金額	2,105	2,709	2,538	
	小計	助成対象経費	2,067,349	979,211	746,900	
		補助金額	799,049	410,356	285,549	
私立学校安全推進助成事業	私立学校安全推進助成事業	対象件数	476	284	-	助成対象経費のうち AED等は3分の2以内 防犯カメラ等は3分の1以内 を財団は助成する。
		助成対象経費	297,000	171,238	-	
		補助金額	134,597	73,286	-	
	事務費	助成対象経費	3,373	3,465	-	
		補助金額	3,373	3,465	-	
	小計	助成対象経費	300,374	174,703	-	
補助金額		137,970	76,751	-		
私立学校防災力向上助成事業	私立学校防災力向上助成事業	対象件数	30	37	-	
		助成対象経費	3,463	5,826	-	
		補助金額	3,463	5,826	-	
	事務費	助成対象経費	947	1,266	-	
		補助金額	947	1,266	-	
小計	助成対象経費	4,410	7,092	-		
	補助金額	4,410	7,092	-		
私立学校災害時対応環境整備費助成事業	私立学校災害時対応環境整備費助成事業	対象件数	-	852	832	
		助成対象経費	-	282,825	278,342	
		補助金額	-	282,825	278,342	
	事務費	助成対象経費	-	3,186	3,262	
		補助金額	-	3,186	3,262	
	小計	助成対象経費	-	286,011	281,604	
		補助金額	-	286,011	281,604	
合計	助成対象経費	4,131,232	1,519,062	1,492,512		
	補助金額	2,072,786	834,248	802,253		

(注) Seismic Index of Structure (構造耐震指標) の略であり、建物の耐震性能を表す指標である。地震力に対する建物の強度、^{じん}靱性(変形能力、粘り強さ)が大きいほど、この指標も大きくなり、建物の耐震性能が高いことを示す。

(4) 私立学校教育研究費補助事業

局は、財団が行っている研究助成事業及び教職員研修事業に要する経費の一部を補助している。

財団は、当事業において、私立学校の専任教職員の行う研究活動に要する経費の一部を助成するとともに、私立学校教職員等の資質の向上を図るため、財団の企画により、又は、財団が私学団体（一般財団法人東京私立中学高等学校協会、東京私立初等学校協会等）と共催して、各種の研修・研究事業を実施している。

その実績は、表9のとおりである。

(表9) 補助事業実績等

(単位：千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考	
研究助成事業	事業費	課題数 (件)	24	22	13	個人研究： 一課題 10 万円以内 共同研究： 一課題 20 万円以内
		補助対象経費	4,012	2,771	1,803	
		補助金額	3,341	2,771	1,803	
	事務費	補助対象経費	1,692	1,182	1,067	
		補助金額	690	690	690	
	小計	補助対象経費	5,704	3,953	2,870	
補助金額		4,031	3,461	2,493		
教職員研修事業	財団主催研修	回数 (回)	15	16	15	
		参加者数 (人)	1,465	1,127	870	
		補助対象経費	4,546	4,649	4,482	
		補助金額	4,260	4,281	4,377	
	共催研修	回数 (回)	349	327	318	
		参加者数 (人)	15,406	14,754	14,582	
		補助対象経費	70,931	70,931	70,931	
		補助金額	62,838	62,838	62,838	
	小計	補助対象経費	75,477	75,580	75,413	
		補助金額	67,098	67,119	67,215	
合計	補助対象経費	81,182	79,533	78,283		
	補助金額	71,129	70,580	69,708		

(5) 私立高等学校等老朽校舎改築促進事業

局は、財団が平成12年度までに行っていた私立高等学校老朽校舎改築資金貸付事業に係る借入金に対する支払利息と、これを原資として融資を行った資金に対する受取利息の差額について利子補給を行い、また、財団が、老朽校舎改築促進対策利子補給事業において、私立学校に対し行っている助成経費を補助している。

財団は、平成8年度から平成12年度までは、私立高等学校の老朽校舎の建替えのため、財団が金融機関から改築資金の原資を借り受け(原資借入期間20年変動金利、平成27年度、平成28年度及び平成29年度借入利率1.975%)、これを原資として設置者に貸付けを行っていた(貸付期間20年変動金利、平成27年度、平成28年度及び平成29年度貸付利率1.65%又は1.4%)。

また、財団は、平成13年度から、私立高等学校等における建築後30年以上経過した校舎等の改築を促進するため、設置者が日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた改築資金の利子の一部(平成27年度、平成28年度及び平成29年度における利子補給率は、0.2%)を助成している。

これらの事業の実績は、表10のとおりである。

(表10) 補助事業実績等

(単位：千円)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
私立高等学校老朽校舎改築資金貸付事業	利子補給対象借入残高	1,605,900	866,300	537,200	財団の借入金に対する支払利息と、財団の融資に対する受取利息の差額への利子補給
	支払利息額 A	40,682	26,205	14,983	
	利子収入額 B	31,382	20,015	11,492	
	利子補給額 (補助対象経費) A-B	9,299	6,189	3,491	
	補助金額	9,299	6,189	3,491	
老朽校舎改築促進対策利子補給事業	件数 (件)	22	22	13	設置者が支払った利子への補給
	利子補給対象借入残高	3,497,070	2,068,690	1,317,810	
	利子補給額 (補助対象経費)	7,785	4,582	3,060	
	補助金額	7,785	4,582	3,060	
補助金額合計		17,084	10,772	6,551	

(6) 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業

局は、財団が行っている入学支度金貸付資金融資事業において、財団が金融機関から借り入れている資金に対する利子補給を行っている。

財団は、当事業において、都内私立高等学校等に入学する生徒の保護者の負担を軽減するため、設置者が保護者に入学時に必要な経費の一部を無利子で貸し付けるための資金について、金融機関から原資を借り入れて、設置者に無利子で融資している(生徒1人当たり20万円又は25万円、3年後に一括償還)。

なお、局は、財団が金融機関から借り入れている原資及びその利子について、金融機関と損失補償契約を締結しており、各年度の財団の金融機関からの借入限度額は、平成27年度、平成28年度及び平成29年度とも、2億4,000万円となっている。

その実績は、表11のとおりである。

(表11) 補助事業実績等

(単位：千円)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度
借入金期末残高		496,200	463,100	471,000
借入金利率 (%)		1.43364	1.33364	1.27818
支払利息額 (補助対象経費)		7,815	6,547	5,911
補助金額		7,815	6,547	5,911
融資実績	学校数(校)	141	138	140
	対象者数(人)	790	687	725
	融資額	158,000	146,500	175,550

(7) 私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業

局は、財団が行っている私立高等学校定時制・通信教育振興奨励費助成事業において、助成に要する経費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校定時制課程又は通信教育課程を設置し、かつ当該課程に在学する勤労生徒に対し教科書等の給与事業を実施している設置者に対し、対象経費の2分の1以内の額を助成している。

その実績は、表12のとおりである。

(表12) 補助事業実績等

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象校(校)	2	3	3
助成対象経費(教科書等給与経費)	5,183	3,830	2,737
助成額(財団助成額)	5,183	3,830	2,737
補助金額	2,591	1,914	1,368

(8) 私立高等学校海外留学推進補助事業

局は、財団が行っている私立高等学校海外留学推進助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校に在学している生徒が、学校主催の海外留学・研修に参加するとき、学校へ支払う参加費用のうち表13の基準額を上限とした金額を、保護者に直接助成している。また、保護者の世帯が、①生活保護世帯、②住民税が非課税又は均等割のみの世帯及び③区市町村民所得割額が一定額以下の世帯について、基準額と加算額との和を上限とした金額を助成している。

その実績は、表14のとおりである。

(表13) 生徒一人当たり助成額に係る基準額等

(単位：万円)

留学期間	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	基準額	加算額	基準額	加算額	基準額	加算額
3か月	50	20	50	20	55	20
6か月	75	30	75	30	80	30
1年間	150	60	150	60	155	60

(表 1 4) 補助事業実績等

(単位：校、人、千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
留学期間	3 か月	対象校	49	66	74
		請求者	287	390	438
		助成対象経費	147,166	200,061	245,518
		補助金額	147,166	200,061	245,518
	6 か月	対象校	9	9	10
		請求者	25	29	24
		助成対象経費	19,046	22,138	20,700
		補助金額	19,046	22,138	20,700
	1 年間	対象校	40	39	37
		請求者	98	93	96
		助成対象経費	149,482	138,932	151,484
		補助金額	149,482	138,932	151,484
	小計	対象校	98	114	121
		請求者	410	512	558
		助成対象経費	315,694	361,133	417,703
		補助金額	315,694	361,133	417,703
事務費	助成対象経費	3,521	3,455	4,526	
	補助金額	3,455	3,455	4,526	
合計	対象校	98	114	121	
	請求者	410	512	558	
	助成対象経費	319,215	364,589	422,229	
	補助金額	319,150	364,589	422,229	

(9) 私立学校 I C T 教育環境整備費補助事業

局は、財団が行っている私立学校 I C T 教育環境整備費助成事業において、助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立学校が負担したタブレット端末等 I C T 機器の購入費及びその設置工事費の 2 分の 1 以内の額を助成している。

その実績は、表 1 5 のとおりである。

(表 1 5) 補助事業実績等

(単位：校、千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	対象校	15	23	24
	助成対象経費	62,653	127,158	142,356
	補助金額	31,318	63,571	71,171
中学校	対象校	50	72	83
	助成対象経費	187,391	303,504	395,091
	補助金額	93,671	151,724	197,523
高等学校	対象校	61	86	109
	助成対象経費	343,012	490,079	666,042
	補助金額	171,483	245,007	332,992
小計	対象校	126	181	216
	助成対象経費	593,057	920,743	1,203,490
	補助金額	296,472	460,302	601,686
事務費	助成対象経費	814	2,162	2,778
	補助金額	814	2,162	2,778
合計	対象校	126	181	216
	助成対象経費	593,871	922,905	1,206,268
	補助金額	297,286	462,464	604,464

(10) 私立学校省エネ設備等導入事業費補助事業

局は、財団が行っている私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業において、助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、東京都地球温暖化防止活動推進センター（注）が実施する省エネ診断を踏まえ、省エネ設備等の導入のため私立学校設置者が負担する費用の 2 分の 1 以内の額を助成している。

その実績は、表 1 6 のとおりである。

なお、当事業は平成 2 8 年度から実施されている。

(注) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）第 3 8 条の規定に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする法人の中から一つを都道府県知事等が指定するものであり、都においては公益財団法人東京都環境整備公社が指定を受けて開設している。

(表 16) 補助事業実績等

(単位：園・校、千円)

項目		平成 28 年度	平成 29 年度
幼稚園	対象園	41	44
	助成対象経費	313,340	263,123
	補助金額	155,458	131,547
小学校	対象校	4	7
	助成対象経費	41,603	101,149
	補助金額	20,801	50,572
中学校	対象校	27	34
	助成対象経費	227,941	297,189
	補助金額	113,961	148,582
高等学校	対象校	33	49
	助成対象経費	427,124	668,185
	補助金額	213,554	334,078
専修学校	対象校	1	4
	助成対象経費	23,760	19,847
	補助金額	11,880	9,922
特別支援学校	対象校	0	2
	助成対象経費	0	11,304
	補助金額	0	5,652
小計	対象校	106	140
	助成対象経費	1,033,769	1,360,801
	補助金額	515,654	680,353
事務費	助成対象経費	2,742	3,675
	補助金額	2,742	3,675
合計	対象校	106	140
	助成対象経費	1,036,511	1,364,476
	補助金額	518,396	684,028

(11) 私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費補助事業

局は、財団が行っている私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費助成事業において、助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、英語指導力向上を目的とした教員海外派遣研修を行う私立中学校及び私立高等学校を設置する学校法人に対し、派遣者1名につき100万円を上限として研修に係る経費を助成している。

その実績は、表17のとおりである。

なお、当事業は平成28年度から実施されている。

(表17) 補助事業実績等

(単位：校、千円)

項目		平成28年度	平成29年度
中学校	対象校	6	3
	助成対象経費	6,097	3,953
	補助金額	5,719	3,873
高等学校	対象校	14	8
	助成対象経費	14,214	10,684
	補助金額	12,744	8,858
小計	対象校	20	11
	助成対象経費	20,312	14,637
	補助金額	18,463	12,731
事務費	助成対象経費	752	618
	補助金額	752	618
合計	対象校	20	11
	助成対象経費	21,064	15,255
	補助金額	19,215	13,349

(12) 私立高等学校外部検定試験料補助事業

局は、財団が行っている私立高等学校外部検定試験料助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校及び特別支援学校の高等部の設置者に対し、世界で活躍するグローバル人材の育成のため、生徒の英語力の向上を目的とした外部検定試験の試験料相当額を設置者が負担した場合に助成を行っている。

その実績は、表18のとおりである。

なお、当事業は平成29年度から実施されている。

(表18) 補助事業実績等 (単位：校、千円)

項目		平成 29 年度
高等学校	対象校	74
	助成対象経費	115,011
	補助金額	115,011
事務費	助成対象経費	1,804
	補助金額	1,804
合計	対象校	74
	助成対象経費	116,815
	補助金額	116,815

(13) 私立学校外国語指導助手活用事業費補助事業

局は、財団が行っている私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、私立中学校及び高等学校の設置者に対し、JETプログラム参加者を外国語指導助手として活用する場合にその経費の一部を助成している。

その実績は、表19のとおりである。

(表19) 補助事業実績等 (単位：校、千円)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	対象校	143	156	171
	補助金額	406,135	622,633	699,193
事務費	補助金額	30,233	26,061	25,679
合計	対象校	143	156	171
	補助金額	436,369	648,694	724,873

(14) 私立学校退職手当補助事業

局は、財団が行っている教職員退職資金事業において、都内私立学校設置者等の負担を軽減するため、設置者等が負担する掛け金（標準給与月額総額の1,000分の110）の一部（標準給与月額総額の1,000分の36）を補助金として、財団に交付している。

財団は、当事業において、都内私立学校教職員の待遇安定化を図り、私学教育の振興を目的として、退職資金事業に加入している都内私立高等学校等の設置者等の負担金と、都の補助金等を原資として、教職員が退職・死亡した場合に退職資金を交付する事業を行っている。

局の補助金の交付状況は、表20のとおりであり、また、財団の退職資金の交付状況は、表21のとおりである。

(表20) 補助事業実績等

(単位：人、千円)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度
幼稚園	延届出教職員数（注）	125,297	126,661	126,931
	標準給与月額総額	28,750,414	29,285,372	29,744,470
	補助金額	1,035,014	1,054,273	1,070,800
小学校	延届出教職員数	15,084	15,113	15,041
	標準給与月額総額	5,488,300	5,513,890	5,465,630
	補助金額	197,578	198,500	196,762
中学校	延届出教職員数	46,856	46,423	46,374
	標準給与月額総額	18,110,552	18,011,374	18,031,724
	補助金額	651,979	648,409	649,142
高等学校	延届出教職員数	108,948	108,866	109,489
	標準給与月額総額	42,672,236	42,595,654	42,777,972
	補助金額	1,536,200	1,533,443	1,540,006
特別支援学校	延届出教職員数	1,057	1,034	946
	標準給与月額総額	333,450	332,530	311,750
	補助金額	12,004	11,971	11,223
専修学校	延届出教職員数	50,147	50,064	49,338
	標準給与月額総額	13,584,668	13,670,825	13,554,554
	補助金額	489,048	492,149	487,963
私学振興団体	延届出教職員数	611	602	596
	標準給与月額総額	186,240	180,380	180,060
	補助金額	6,704	6,493	6,482
合計	延届出教職員数	348,000	348,763	348,715
	標準給与月額総額	109,125,860	109,590,025	110,066,160
	補助金額	3,928,530	3,945,240	3,962,381

(注) 毎月 of 届出教職員人数 of 年間合計人数

(表 2 1) 退職資金の交付状況

(単位：人、千円)

項目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	交付人数	交付金額	交付人数	交付金額	交付人数	交付金額
幼稚園	1,426	2,063,502	1,482	2,219,581	1,381	2,140,858
小学校	91	569,631	81	663,412	85	809,749
中学校	195	1,792,312	165	1,342,196	220	1,841,127
高等学校	575	5,090,869	523	4,640,873	601	5,371,276
特別支援学校	6	47,400	8	31,217	6	24,682
専修学校	317	1,123,419	363	1,170,221	363	1,166,270
私学振興団体	4	4,106	5	25,463	0	0
合計	2,614	10,691,241	2,627	10,092,967	2,656	11,353,965

(15) 私立高等学校等特別奨学金補助事業

局は、財団が行っている私立高等学校等授業料軽減助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にすることを目的として、私立高等学校の設置者等に対し、授業料の一部を助成金として交付している。

その実績は、表 2 2 のとおりである。

なお、平成 2 9 年度の補助金額の合計は 1 2 4 億 8, 8 2 3 万余円であり、平成 2 8 年度に比べ、6 9 億 8, 2 2 5 万余円増加している。これは、住民税が一定額以下の世帯の区分において補助単価を 1 0 万 7, 1 0 0 円から 3 2 万 3, 2 0 0 円に増額する等、全ての区分において補助単価を増額したことによるものである。

(表 2 2) 補助事業実績等

(単位：人、千円)

項目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	対象者	補助金額	対象者	補助金額	対象者	補助金額
事業費	47,223	4,979,558	50,458	5,361,005	54,475	12,317,130
生活保護世帯	559	62,793	537	53,394	548	56,582
住民税非課税又は均等割のみの世帯	7,651	747,216	7,637	661,943	7,707	880,668
区市町村民税所得割が年額 51,300 円未満の世帯	6,058	747,484	6,628	847,615	6,955	1,163,921
区市町村民税所得割が年額 154,500 円未満の世帯	32,955	3,422,065	35,656	3,798,051	16,880	3,770,575
住民税が一定額以下の世帯					22,385	6,445,382
事務費	-	98,893	-	144,966	-	171,099
合計	-	5,078,452	-	5,505,972	-	12,488,230

(16) 私立高等学校等奨学給付金補助

局は、財団が行っている私立高等学校等奨学給付金助成事業において、その助成に要する経費及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、東京都内に住所を有し、私立高等学校等に在学している生徒の保護者の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、保護者に対し、奨学給付金を交付している。

その実績は、表 2 3 のとおりである。

(表 2 3) 補助事業実績等

(単位：人、千円)

項目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	生徒数	補助金額	生徒数	補助金額	生徒数	補助金額
事業費	7,017	495,879	10,347	865,230	10,640	973,083
高等学校 (全日制・定時制)	6,003	446,541	8,759	786,591	8,775	876,947
中等教育学校 後期課程	1	39	1	138	4	390
高等専門学校 (1-3 学年)	14	753	16	1,287	23	2,278
専修学校 (高等課程)	176	13,545	221	19,823	254	24,656
専修学校 (一般課程)	0	0	0	0	0	0
各種学校	37	2,762	58	4,874	63	6,772
高等学校 (通信制)	786	32,237	1,292	52,516	1,521	62,039
事務費	-	48,549	-	59,308	-	67,891
合計	-	544,429	-	924,539	-	1,040,975

(17) 育英資金貸付事業費補助事業

局は、財団が行っている東京都育英資金貸付事業について、東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）に基づき、貸付事業費（当年度に必要な貸付原資から当年度の返還金額等を控除した額）及び事務費を補助している。

財団は、当事業において、東京都内に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する生徒のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資の一部の貸付け及び償還に係る事務を行っている。

その実績は、表24のとおりである。

なお、この事業は、平成17年度に独立行政法人日本学生支援機構の高等学校奨学金事業が都に移管されたことに伴い、都の育英資金貸付事業を再構築し、事業実施主体を都から財団に変更したものである。

(表24) 補助事業実績等

(単位：人、千円)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
貸付事業	高等学校 高等専門学校	貸付延人数	51,582	47,741	41,214
		貸付総額 A	1,577,256	1,471,229	1,281,265
		返還金収入額 B	911,160	972,126	1,095,377
		補助対象経費 A-B	666,095	499,102	185,887
		補助金額 C	666,095	499,102	185,887
	専修学校 (高等課程)	貸付延人数	1,691	1,652	1,589
		貸付総額 D	59,185	57,880	55,675
		返還金収入額 E	28,507	34,420	35,132
		補助対象経費 D-E	30,677	23,459	20,542
		補助金額 F	30,677	23,459	20,542
	専修学校 (専門課程)	貸付延人数	7,946	6,869	5,110
		貸付総額 G	417,250	360,401	267,838
		返還金収入額 H	459,015	475,587	477,319
		補助対象経費 G-H	△ 41,765	△ 115,186	△ 209,481
		補助金額 I	△ 41,765	△ 115,186	△ 209,481
	小計	貸付延人数	61,219	56,262	47,913
		貸付総額 J	2,053,691	1,889,510	1,604,778
		返還金収入額 K	1,398,684	1,482,134	1,607,830
		補助対象経費 J-K	655,006	407,375	△ 3,052
補助金額 L=C+F+I		655,006	407,375	△ 3,052	
事務費	人件費	補助対象経費	50,722	58,937	62,385
		補助金額	50,722	58,937	62,385
	事務費	補助対象経費	70,782	67,135	168,532
		補助金額	70,782	67,135	168,532
	小計	補助対象経費	121,504	126,072	230,917
		補助金額 M	121,504	126,072	230,917
合計 L+M		776,511	533,448	227,865	